

## 質問への回答

石田 郁子

## 質問 1

・お話のなかでお聞かせいただけると存じますが、ご自身の身におきた出来事を被害だと気が付いたきっかけはどのようなものがありますでしょうか。恋愛と性暴力とは、どのような点において異なるとお考えでしょうか。

## 回答

まず、被害に気づいたきっかけについて説明します。

私が被害だと気づいたきっかけは、自分の出来事に似た事件の裁判を傍聴したことでした。37歳の時、たまたま裁判所でわいせつ行為による児童福祉法違反の裁判を傍聴した時、加害者は30歳近くと思われる養護施設の職員、被害者はその施設に通う16歳の少女でした。加害者は性的な行為は恋愛の上の同意があったと主張していました。判決は加害者の主張を認めず、加害者を有罪としました。被害者の少女の年齢は私が主に被害を受けていた年齢と同じであり、加害者と少女の関係性が私の場合と似ていたこと、加害者が恋愛と主張していたことから、「私に起こったことは裁判になるようなことだったのではないか」とその時初めて気づきました。

ただ、この時にすぐ犯罪だと確信することはできませんでした。私の中の犯罪のイメージ（大事件、大きな恐怖など）と自分の出来事とは違っていただけ、やはりあれは恋愛だったのではないかと何度も思ったからです。さらに、複数の友人に「交際だと思っていたけれどあれはわいせつ行為だったと思う」と言うと、9割以上の人に「なぜ今更」と私が責められました。法律を調べたり、法律や性暴力被害の相談をする中で、あるNPOに「その教師に会っていた時はどんな気持ちだったの？」と聞かれ、「どんより雲がある感じ、なんとなく不安な感じ」と答えた時に、「そういえば、会うのが楽しみだとかワクワクするとかそういうことがなかった。普通の恋愛と違った」と初めて気づきました。同時に、どこかに行く時は教員が一方的に場所、日時を告げて、そこに来るように言われ、一度も私と相談して決めることがなく、対等な関係でなかったことにも気づきました。そう気づくまでに、きっかけとなった裁判を傍聴してから数ヶ月かかりました。

さらに裁判傍聴から7ヶ月後に、加害者教師がどう認識しているか確かめるために本人と会ったのですが、外見は普通であり教師らしくもっともらしく話すので「本当にこの人は悪いことをしたのだろうか」と何度も思いました。大人としての私は「教師が生徒にそんなことをするなんて信じられない、ひどい」と一般常識として思うのですが、常識や知識を抜いた「子供の頃から継続している私」は、自分に非があったからこんな目にあったのではないかと自分を責めるような時間がそれから3年以上あり、本当の意味で被害者だと思えるようになるには相当時間かかりました。

被害に気づくまでは以下のような時間の経過がありました。

被害にあった期間は、学校の先生まして美術の受験指導をした先生であったため、疑うという発想を持つことができませんでした。先生は私が好きだから性的なことをしてくると思う一方で子供である自分が性的なことをするのは悪いことだと思っていました。教員は、交際だと思わせていましたが、実際は性的虐待でした。次第に、この教員との関わりだけではなく「大人の方が人生経験があるのだから大人の言うことを聞けばいいんだ」とどんどん自分で考えて行動することをやめていったのを覚えています。私は19歳まで被害にあっていて加害者教員が同僚の女性と交際し始めて、それは終わりました。その後はなるべく教員のことを考えないようにして生きてきました。また20歳から1年間札幌を離れて楽しく暮らすことができたので、実際その教員のことを考えなくなっていたのです。22歳の時に教育実習に行った時、生徒は守るべき存在であり恋愛など考えられないと思い、「教師が生徒と恋愛するのはおかしい」と加害者教員に対し倫理的な怒りや疑問が起きましたが、犯罪だとは思っていませんでした。「恋愛をする＝性的な行為をする」と刷り込まれていたからです。23歳の時に、加害者教員から失恋の相談の手紙が2通来た時に迷惑だと思い、札幌市教育委員会に加害者教員が生徒と二度と交際しないように告げました。あくまで教師が生徒と交際するのはおかしいという倫理的な問題として言ったため、性的なことは話しませんでした。教育委員会は23歳の私になぜか児童相談担当の60歳ほどの女性に会わせて、「若い時は辛いことがいっぱいあるわよね」「卒業後の恋愛は自由」「好きだったんでしょ」と言われまともに対応されませんでした。また大学を卒業したての私は、教育委員会という自治体の組織の言うことにどう対応するかも思いつきませんでした。また同じ頃に同級生に話したところ「本当？信じられない、気持ち悪い」と言われました。私は「つきあっている」と主体的な言葉を使っていたこと、教師と生徒が交際することについてはっきりした考えを持った人がいなかったため、私は「あの教員と関わった自分が馬鹿だったんだ。人を見る目がない自分が馬鹿だったんだ」と思い、そんな自分を誇りに思えないので、教員のことはより強く考えないようにしていました。しかしながら、一方的に教員からやって来て一方的に去っていったことには違和感がありつつも、恋愛だから仕方ないのかと長年思っていました。24、5歳以降は教員のことを思い出すのは年に1、2回ほどでした。そのように37歳まで過ごしていました。

被害に気づくことについてまとめると、被害時とその直後は教師を疑う発想がなく被害が長期化するにつれ自分で考えずに従うようなマインドコントロール下のような状態でした。37歳で裁判を傍聴するまでは、周りの言葉に左右されやすかった上自分が馬鹿だったのだと思いこみ、人に積極的に話さず、自分に起こったことは大したことではないと思っていました。裁判を傍聴して自分が調べ始めてからは、周りの人から責められて落ち込んだり、犯罪という確信に至るまでは時間がかかったものの、現在は、犯罪の被害であったという認識のもと、相手方を提訴するという形にまで至っています。相手が信頼する教師であり、好きだという口実で加害していることから、経験の浅い未成年の時に被害に気づけなかったこともありますし、従属的な関係になり自分で考え気づき相談することも難しく、精神的に相当なダメージを受けているので無意識に被害に関することを避けたり(回避)、被害に向き合うための時間や心の体力をつけるのに時間がかかったのではないかと考えています。

次に、恋愛と性暴力との違いについてです。

#### 恋愛

- ・対等な関係。
- ・それぞれが主体的である（意見を自由に言える）。
- ・お互いの意思を尊重する（相談して物事を決めたり、別々の判断をすることもある）。
- ・性的な行為は必須ではない。
- ・双方が恋愛、性的な行為、婚姻をしたい場合にする（同意）。

#### 性暴力

- ・対等ではない。
- ・加害者は有利であり、被害者は意思を無視されるか依存状態にされる。
- ・相手の人権を身体的・精神的に侵害する。
- ・性的な発言や行為を媒介する。
- ・恋愛や婚姻関係を性的行為の口実に使われ、性暴力に至る。

恋愛は必ずしも性的行為を必要としません。親密なほど性的な行為をする、というのが多くの人が意識していると思いますが、比例するものではないと思います。配偶者は好きだけど性行為そのものは好きではない、あるいは子どもが欲しいから性行為をする、ということもあると思います。

一方で、恋愛が性的な行為をする口実に使われたり、犯罪が明るみになったときに逃げるための口実に使われていることが多いように感じます。アンケートでも教師と交際していたという回答が複数ありました。本当に恋愛なら、別れていたり嫌な恋愛であったということがあっても、性暴力の被害に関するアンケートには書くことにはならないはずですが。それが性被害のアンケートで回答してくるということは、言語化はできないけれど違和感がある、納得いかない点があるから回答してきているはずですが。

また、アンケートで「交際してほしいと言われた」「結婚したいと言われた」という回答もありました。これらは表面的には好意を示す発言ですが、大人であり目上の立場の教師や指導者から言われた場合、断れない、圧迫されるような恐怖や違和感を感じさせるのだと思います。教師以外でもそれはあり得ることだと思います。私も被害を受けていた時期に言われ、嬉しいと思ったことはなく、どう受け止めていいかわかりませんでした。

私の被害経験でいうと、加害者教師は「そのうち結婚を前提としたお付き合いとなるでしょうね」と2回ほど言っていました。私は結婚させられそうだったので。今思うと本当にゾッとします。

さらに、ストックホルム症候群のように、長期間や隔離された環境下では状況に適応するために被害者が加害者に好意を寄せることもあると思います。

私は、恋愛、性的な行為、性暴力、これら3つは分けて考えるべきことだと思います。

「恋愛」「結婚」は本来人を幸せにしてくれることですが、これらが性暴力の口実に使われたり、継続させる口実になっていることをぜひ理解してもらいたいです。

また、私の事件の加害者は未成年に性的なことをしていることは悪いことだと認識していましたが一方で「好きだから」と自己正当化しようとする、自分は悪くないと自分自身に思い込ませる部分もありました。ですから、加害者の犯罪の故意の認識というものもぜひ見直してもらいたいです。

私の考えとしては、恋愛や婚姻関係にあったとしても、単純にその時に性的な行為をする同意をしていたかどうか、積極的に双方が性的な行為をしたかどうかを刑法の性交の同意の基準にしたら良いと思っています。普通の性的行為であれば告発するメリットは被害者側にはないので、それよりも夫婦間や恋人関係での性的暴行を防げるのではないかと思います。スウェーデンの刑法のような、双方が Yes であれば同意という考え方です。

## 質問2

・身近な大人からの被害、特に教員等地位関係性の上下のある大人からの被害について、教員のほかにはどのような関係性が類似しているとお考えでしょうか。地位関係性について議論をするときに、どのような対象を含めていくと良いか、お考えをお聞かせいただけますと幸いです。

## 回答

教師の関係性に一番近いのは、医師かと思います。教師による性的行為・性暴力被害のアンケートの中でも、健康診断の学校医による被害もいくつかありました（アンケートは教師またはコーチなど指導者を対象としたので学校医は反映されていません）。

教師と医師の他には、弁護士、臨床心理士や医療従事者など身体に関わる職業が想定されるかと思いますが、少なくとも教師と医師は非常に地位利用できる立場です。

地位関係性を犯罪に考慮する場合、私は教師による被害から以下の点を提案します。

教師と医師を例に説明します。

- ・社会的な信用・社会的貢献の期待が高い（自分に良いことをすると期待させる）
- ・大量の個人情報を持つことが可能（犯罪に利用することもできる）
- ・必要に応じて相手が望まないこと、不快なことをさせる権限（不快感を鈍感にさせる）
- ・生徒または利用者が不利に感じやすい関係性（対等な関係の難しさ）
- ・個人としての権限が強い（他人からの指摘や監視を受けにくい職業）
- ・専門性が高い（誰でもいいわけではない、不満があっても簡単に変えることができない）
- ・一方的な方向性（異議申立てしにくい、従属的になりやすい関係性）

- ・社会的な信用・社会的貢献を期待される点について

教師は生徒の生活や学力の向上を指導する、社会に出る手助けをする職業と一般的に思われているので、つまり「自分に良いことをする人」というのが子どもにとっての一般的な認識である。教師であるから、自分の意に添わないことでも言うことを聞くこともあれば大事なことを相談することもある。その信用ゆえに安心して話すし、特に子どもは無防備でもある。医師であれば体を触らせたりと無防備なことが必要なこともある。実施したアンケートでは、教師に相談して二人きりになった時に性的な被害を受けたり、健康診断の時に女子のみ上半身裸にされるなど、その信用の上に頼っている状態や場面で性的被害が起こっている。

- ・大量の個人情報を持つ点について

教師は、生徒の住所・電話番号のみならず、家族構成、生年月日、健康診断による身体の情報、成績の情報など持つことができる。私が聞いた話によると、教師が、ある生徒が18歳になるのを待って性的な行為をし、恋愛だと思い込ませたということがあった。つまり青少年健全育成条例に抵触しないように教師が試みたということだった。私自身も被害にあい始めてから、改めて加害者が私の個人情報を見た形跡もあった。

- ・必要に応じて相手が望まないこと、不快なことをさせる権限について

教師は、生徒の学力向上という目的で好きではない科目を勉強させたり、グラウンドを走らせることができる。これはもちろん生徒の学力向上のためにやっていることであるが、生徒は、教師との関係性で、自分が苦痛を感じる経験を受け入れることや自分の意思を主張しないことに、無意識に慣れている。教師による被害で、生徒が被害と気づけない理由の一つは、生徒が苦痛や不快感を強いられることをある程度受け入れている関係だからだと考える。

- ・生徒または利用者が不利と感じやすい関係性（対等な関係の難しさ）

教師は生徒にとって未知のことを教える人であり、自分よりも物事を知っている、自分よりも能力があるという前提がある。加えて、教師から未知のこと、理解できないことを言われることも当たり前なので、自分が違和感を感じたり理解できないことも自然にある。つまり被害にあっただけで違和感や疑問を感じても、教師との関係では自分が未熟だから違和感を感じたり理解できないのではと無意識に考えてしまい、適応しようとするのは十分あり得ると考える。

- ・一方的な方向性（異議申立てしにくい、従属的になりやすい関係性）について

教師は生徒に未知のことを教えるため、一方的に教師が生徒に指示をする、教えるということがある。生徒から何を学びたいか教え方をこうしてほしいと意見を述べることはまずない。遠足に行くにしても、一方的に場所や持ち物を言われて生徒は行くだけで、場所の希望を言う発想もない。生徒はそのような関係に疑問を持つこともなければ、疑問に思ったこともない。決められたことをただ実行するだけである。私の場合は、被害後もそのような関係性を利用され、どこかに行く時も一度も相談して決めたことがなく、教師が一方的に決めていた。そのことに私が

疑問を持たなかったのは教師と生徒の関係を利用されたことに加え、教師は「俺を男として見ていないのか」などと精神的にコントロールしていた。

#### ・個人としての権限について

教師は一人で数十人の未成年の生徒に対して教えるという、数ある職業の中で特殊な職業とも言える。会社員であれば同僚などの態度や実績と比較したり、他人に指摘されることもある。教師の場合は基本的にずっと一人であり、誰かに監視されたり指導されることもないため、教師であれば生徒、医師であれば患者に好きなように対応することができる。自分の行為や発言が適切であるかどうかを知る機会も誰かに指摘される機会も非常に少ない。他の大人に監視されない環境自体が未成年に対して加害しやすい環境でもあるし、個人個人の仕事という認識のため、問題行動があっても他の教師が指摘しにくい環境なのではないかと推測する。アンケートでも、他の複数の教師が気づいているのに知らないふりをしたり、校長が隠蔽したという回答はいくつか出ていた。

#### ・専門性について

教師や医師は、誰でも明日からすぐなれるものではなく、免許を取るなど専門性が高い職業である。学校であれば、教師が嫌だからといって自分の意思で変えることはまず不可能で、転校もすぐできるものではない。身体の具合によっては自分に合った医師を見つけるのは難しいかもしれない。その点で、相手に有利に力が働く点がある。

### 質問3

・ご自身に起きた出来事は未成年のあいだの出来事でしたが、成人した（20歳を超えた）大人であっても、相手が教員や会社の上司等、地位関係性の上下がある場合には、同様の被害は生じるとお考えでしょうか。また、その場合も被害認識に時間がかかるとお考えでしょうか。

#### 回答

以前、雑誌上で、著名なフォトジャーナリストの男性がその人の職場で多くの女性に性的暴行を加えていたとの告発がなされたが、被害から告発までに数年かかっていました。ですので、成人してからも環境や人間関係において地位関係性による性犯罪は起こり得ると思います。また同じ人間から継続して被害を受けることも、地位関係が影響しているとも言えるかと思います。ただ、刑法でどこからどこまで地位利用とみなすかの線引きが難しいのではと想像するのですが、私としては、アンケートでも見ていることもあり、教師と医師は少なくとも性犯罪があった場合は免許を恒久的に剥奪という措置は必須、刑法でも考慮されるべき職業ではないかと思っています。

他の性被害者の本も読んだことがあります。性的な被害経験がある成人でも、あれはなんでもなかったことなんだと思おうとしたり（被害の矮小化）、人に言い出せない点など、被害認識や告発に時間がかかることは共通していると思います。ただ未成年とは一言で言えば、「大人に依存

しなければ生きられない存在」であり、未発達です。被害認識も容易ではなく認識できたとしても、人に訴える力が弱いので、大人と比べて圧倒的に保護されるべき存在だと私は考えています。